

議第 7 4 号

令和 5 年度各務原市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度各務原市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑩教育費	7 保健体育費	新総合体育館・ 総合運動防災公園造成事業	282,010

議第 78 号

令和 5 年度各務原市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度各務原市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 5 年度各務原市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
改良事業費	1,494,212 千円	16,765 千円	1,510,977 千円
（収益的支出の補正）			

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 水道事業費用	2,706,516 千円	840 千円	2,707,356 千円
第 1 項 営業費用	2,572,901 千円	840 千円	2,573,741 千円
（資本的支出の補正）			

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を次のとおり改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,632,782 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 125,133 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,204,483 千円及び当年度分損益勘定留保資金 303,166 千円で補てんするものとする。）

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 資本的支出	1,720,237 千円	16,765 千円	1,737,002 千円
第 1 項 建設改良費	1,511,896 千円	16,765 千円	1,528,661 千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）			

第 5 条 予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	285,367 千円	17,605 千円	302,972 千円

令和 5 年 11 月 28 日提出

各務原市長 浅 野 健 司